

## 科学技術情報整備審議会議事規則

参考資料2

第15回科学技術情報整備審議会  
令和4年8月24日

(昭和三十六年十二月七日制定)

改正 昭和三十八年六月二十七日

同 六十一年六月一日

平成十五年二月十九日

同 十六年四月一日

同 二十三年十二月一日

(招集)

第一条 科学技術情報整備審議会(以下「審議会」という。)の会議は、

国立国会図書館長が、日時及び場所を定めて招集する。

(議事)

第二条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第三条 会議は、委員の三分の一以上が出席しなければ、開く」とがで

きない。

2 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の  
決するところによる。

第四条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を  
会議に出席させ、当該専門の事項に関する意見を求める」とができる。

(部会)

第六条 部会は、委員長が審議会に諮つて設置する。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

附 則  
(昭和三十八年六月二十七日)

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから、委員長が  
「」れを指名する。

4 部会は、部会長が招集する。

5 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告  
するものとする。

(準用)

第七条 第一条から第四条までの規定は、部会の会議に準用する。

(議事録)

第八条 委員長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整す  
る。

- 一 審議会の開催日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

2 議事録は、原則として公開するものとする。

(雑則)

第九条 議事の手続に関する事項でこの規則に規定のないものは、委員

長が会議に諮つて定める。

この規則は、昭和三十八年六月二十七日から施行する。

附 則(昭和六十一年六月一日)

この規則は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則(平成十五年二月十九日)

この規則は、平成十五年二月十九日から施行する。

附 則(平成十六年四月一日)

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二十三年十二月一日)

この規則は、平成二十三年十二月一日から施行する。